

温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業
公募要領

平成22年4月
環境省 市場メカニズム室

環境省は、中小企業や農林業等における温室効果ガス排出削減・吸収活動を進めるため、「温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業」として、民間企業や地方公共団体等からの提案事業を募集し、環境省又は審査委員会において選定した提案事業を補助により実施することとしています。

下記の要領により、平成22年度開始事業の実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

提案事業を応募いただく場合は、

- ・ 地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」と言います。）
 - ・ 温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業 実施要領（以下、「実施要領」と言います。）
 - ・ オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則
- に従って手続等を行っていただきます。

なお、本公募要領における用語の定義は、実施要領における用語の定義と同様の扱いとします。

目次

1. 本事業の目的及び公募する補助対象の事業
2. 応募できる者の要件等
3. 公募から採択までの流れ
4. 採択基準
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募手続き及び書類について
7. その他

[添付資料]

- 様式1-1 「応募様式① オフセット・クレジット(J-VER)等を活用した地域興し事業」
- 様式1-2 「応募様式② 新規排出削減・吸収分野開拓事業」
- 様式2 「経費内訳」

1. 本事業の目的及び公募する補助対象の事業

温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業（以下、「本事業」と言います。）は、中小企業や農林業等における排出削減・吸収活動の促進を図ることを目的として、J-VER等の創出に対し、設備投資等への補助を実施するものです。

本事業において補助の対象となるのは、以下の2つの事業です。

(1) オフセット・クレジット (J-VER) 等を活用した地域興し事業

地方公共団体、民間企業等が協議会を設置又は活用した上で実施する温室効果ガス排出削減・吸収活動であって、当該活動の実施を通じて地域の活性化を図るもの又は当該活動の実施を通じて認証・発行されるJ-VER等を地域の活性化に活用するもの。ポジティブリストに掲載されている事業が対象。

(2) 新規排出削減・吸収分野開拓事業

新規適格性基準及び方法論の策定につながるもの。ポジティブリストに掲載されていない事業が対象。

2. 応募できる者の要件等

(1) 応募できる方の要件

本事業に応募できる者は、次に掲げる者とします。

- ① 民間企業
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ⑤ 法律により直接設立された法人

(2) 事業の実施体制について

事業は複数事業者による共同事業、又は単独の事業者による事業のいずれかの形態で行うことも可能です。共同事業の場合、その代表者を補助対象者とします。

代表者は、事業に関する応募書類の提案者となるほか、環境省等での審査過程に関する連絡・対応に当たって、総括的な責任を有する者とします。また、代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業推進と目標達成のために、参画者を代表してその事業推進に係る取りまとめを行うとともに、事業の参画者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

なお、事業の実施体制は、人事異動等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、変更することはできません。

3. 公募から採択までの流れ

1. (1)の事業及び(2)の事業ともに、公募から採択までの流れ及びスケジュールについては、概ね以下のとおりとすることを予定しています。

- ① 本要領に基づく公募（平成22年4月9日～5月14日）
- ② 審査委員会による審査（平成22年5月下旬）
- ③ 採択事業の決定（平成22年5月下旬～6月上旬）

審査委員会による審査について

応募事業については、環境省が設置する審査委員会において実施要領に定める採択基準及び行政的観点等に基づいた審査を行った上で、採択事業を決定します。

この過程で、応募事業について環境省等から内容の補足説明を電話等によりお願ひする場合があります。また、採択に当たっては、計画の内容、事業費や実施体制等の変更をお願いする場合があります。

なお、採択結果については、事業者名、事業概要等をプレス発表し、併せて環境省のHP等に掲載いたします。

4. 採択基準

環境省及び審査委員会は、以下に掲げる基準により審査を行い、補助事業者を選定し、予算の範囲内において採択案件を決定（内示）します。

(1) オフセット・クレジット（J-VER）等を活用した地域興し事業

- ア 事業の実現可能性が高く、また、当該事業について、平成22年度中に、J-VER等の発行に至る蓋然性が高いもの。
- イ 事業の実施方法やJ-VER等の活用方法が先進的なものであること。
- ウ 他者による事業展開の可能性が見込まれるなど、事業の波及効果が高いものであること。
- エ 生物多様性保全や3Rの推進等、温室効果ガスの排出削減・吸収以外の、副次的な環境保全効果が見込まれるものであること。
- オ 特に、中小企業や農林業において、雇用効果が見込まれるものであること。

(2) 新規排出削減・吸収分野開拓事業

- ア 排出削減・吸収量の算定に用いられる係数が我が国の排出インベントリに反映されているものである等国の地球温暖化対策に整合的であり、京都議定書目標達成に貢献すること。
- イ 排出削減・吸収量の算定に当たって、第三者による検証が可能な水準の正確な算定方法やモニタリング方法等を設定することが可能であること。
- ウ 事業の実現可能性が高く、また、当該事業について、平成22年度中に、J-VERの発行に至る蓋然性が高いもの。
- エ 他者による事業展開の可能性が見込まれるなど、事業の波及効果が高いものであること。
- オ 特に、中小企業や農林業において、雇用効果が見込まれるものであること。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 既助成事業の応募の禁止

既に他府省の補助金等の助成を受けている（助成の決定を含みます。）事業についてでは、本事業への応募はできません。また、応募事業者は、本事業への応募後、当該応募に係る事業について他府省の補助金等の助成が決定した場合は、直ちに環境省に連絡してください。

(2) 申請者の変更等の措置

申請者は、採用、転出又は転任などの事由により所属を変更する場合、若しくは、事故、病気又は長期の出張その他やむを得ない事由により課題の実施を他の者に委ねる場合は、予め環境省の承認を得てください。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、事業の不採択、採択の取消し、補助金交付決定の取消し、補助金の返還又は減額配分を含む措置をとります。

(4) 事業の中止等の措置

申請者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

(5) その他の留意事項

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取消し、返還等、法により処分が行われますので、十分留意してください。

6. 応募手続き及び書類について

(1) 応募の手続きについて

事業の応募に必要な書類と電子媒体を公募期間内に環境省（提出先は下記を参照してください。）へ提出していただきます。提出物は封書に入れ、宛名面に「環境省 温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業 応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成22年4月9日（金）～平成22年5月14日（金）17:00時まで必着
受付機関以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が、当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

下記書類について、正本1部・副本2部を提出してください。また、下記書類のデータ（ただし、①ウ及び②ウを除く）を保存した電子媒体（CD）について、2部提出してください。媒体には提出事業名・代表者名を必ず記載してください。

① オフセット・クレジット（J-VER）等を活用した地域興し事業

- ア 公募要領 別添様式1-1 「応募様式① オフセット・クレジット（J-VER）等を活用した地域興し事業」
- イ 公募要領 別添様式2 「経費内訳」
- ウ 企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料（様式任意）
- エ 導入する設備・技術等に関する説明資料

② 新規排出削減・吸収分野開拓事業

- ア 公募要領 別添様式1-2 「応募様式② 新規排出削減・吸収分野開拓事業」
- イ 公募要領 別添様式2 「経費内訳」
- ウ 企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料（様式任意）
- エ 導入する設備・技術等に関する説明資料（様式任意）

(4) 提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室

担当：泉、新中、西村

TEL:03-3581-3351（代表） 内線：6781

E-mail : carbon-offset@env.go.jp

(5) 提出方法

特定記録郵便にて郵送してください。

7. その他

- 環境省職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外させていただきます。
- 採否を問わず、評価結果に対する御意見には対応いたしかねますので、予め御了承ください。
- 本事業において、応募事業者の方から頂いた情報は、環境省及び審査委員会の委員等が審査の目的に限り利用します。
- 公募全般に対する問い合わせ先は、6. (4) の提出先とします。ただし、問い合わせは、極力電子メールで頂きますようお願いします。また、電子メールの件名（題名）は、「温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業に関する問い合わせ」としていただきますようお願いします。

様式 1-1

応募様式①：オフセット・クレジット（J-VER）等を活用した地域興し事業

A：応募事業者情報	
応募事業者 ※事業内容の説明資料（パンフレット等）を別途添付すること。	
（フリガナ） 事業者名	（代表者： ）
住所	
担当者氏名	
担当者所属・役職	
担当者 E-mail	担当者電話番号
事業参加者間の関係	
※応募事業者を含む各事業参加者の役割及び関係の概要を図などを活用して説明すること。	

※記入欄が小さい場合は、適宜、本様式を引き伸ばして使用すること。

B：応募事業の内容

事業概要	※ 本事業の目的、温室効果ガス削減・吸収活動の方法等について記載すること。						
適用ポジティブリスト及び方法論	※ 別紙1を参照の上、本事業で適用するポジティブリスト及び方法論を記載すること。 ■ポジティブリストの番号 _____ ■方法論の番号 _____						
事業実施場所	<table border="1"> <tr> <td>事業所名</td><td></td></tr> <tr> <td>住所</td><td></td></tr> <tr> <td>地図・施設概要図等</td><td></td></tr> </table>	事業所名		住所		地図・施設概要図等	
事業所名							
住所							
地図・施設概要図等							
事業実施スケジュール	※ 施設整備等の事業の開始、J-VER制度等への申請、第三者検証等の実施予定時期を記入すること。						
事業実施前の状況							
削減・吸収手段 (導入設備／採用技術等の概要)	※ 本事業で導入する設備（名称・メーカー名・型番等）や採用する技術等に関する説明資料を添付すること。						

事業採算性	※ 設備導入費用、運転費用、原料調達費などの費用や、燃料購入費削減、売電収入などがある場合にはその経済的メリットのデータを示し、採算性がないことを説明すること。
他の補助金の受給 (いずれかに○)	※ 既に他府省の補助金等の助成を受けている（助成の決定を含む。）事業については、本事業への応募はできない。 受給していない／受給している
年間CO ₂ 排出削減・吸収見込み量(tCO ₂)	
本事業における協議会の役割	
事業の温暖化対策以外のコベネフィット	※ 温室効果ガス排出削減・吸収以外に特筆すべきコベネフィット（例えば地域の環境保全や経済発展など他の分野における好影響）があれば記述すること。
主な関連法規制・ガイドライン等	
事業の波及効果について	※ 申請者自身による事業展開の可能性、他者による同種の事業展開の可能性、国全体としての温室効果ガス排出削減・吸収ポテンシャル等、本事業及びその採用技術の波及効果について記述すること。
その他 特筆すべき事項	

別紙1

J-VER 制度におけるポジティブリスト及び方法論（平成 22 年 2 月現在）

ポジティブリスト番号 (() 内は方法論番 プロジェクト種類 号)	
E001 (JEAM001)	化石燃料から木質バイオマスへのボイラ ー燃料代替
E002 (JEAM002)	化石燃料から木質ペレットへのボイラ ー燃料代替
E003 (JEAM003)	木質ペレットストーブの使用
E004 (JEAM004)	廃食用油由来バイオディーゼル燃料の車 両等における利用
E005 (JEAM005)	下水汚泥由来バイオマス 固形燃料による 化石燃料代替
E006 (JEAM006)	低温廃熱回収・利用
R002 (JRAM001)	森林経営活動による CO ₂ 吸収量の増大(間 伐促進型プロジェクト)
R002 (JRAM002)	森林経営活動による CO ₂ 吸収量の増大(持 続可能な森林経営促進型プロジェクト)
R003 (JRAM003)	植林活動による CO ₂ 吸収量の増大

様式1-2

応募様式②：新規排出削減・吸収分野開拓事業

A：応募事業者情報		
応募事業者 ※事業内容の説明資料（パンフレット等）を別途添付すること		
（フリガナ） 事業者名		
住所		
担当者氏名		
担当者所属・役職		
担当者E-mail		担当者電話番号
事業参加者間の関係		
※応募事業者を含む各事業参加者の役割及び関係の概要を図などを活用して説明すること。		

※記入欄が小さい場合は、適宜、本様式を引き伸ばして使用すること。

B：応募事業の内容		
事業概要	※ 本事業の目的、温室効果ガス削減・吸収活動の方法等について記載すること。	
事業実施場所	事業所名	
	住所	
	地図・施設 概要図等	
事業実施 スケジュール	※ 施設整備等の事業の開始、J-VER制度への申請、第三者検証等の実施予定時期を記入すること。	
事業実施前の状況		
削減・吸収手段 (導入設備／採用 技術等の概要)	※ 本事業で導入する設備（名称・メーカー名・型番等）や採用する技術等に関する説明資料を添付すること。	
事業採算性	※ 設備導入費用、運転費用、原料調達費などの費用や、燃料購入費削減、売電収入などがある場合にはその経済的メリットのデータを示し、採算性がないことを説明すること。	
他の補助金の受給 (いずれかに○)	※ 既に他府省の補助金等の助成を受けている（助成の決定を含む。）事業については、本事業への応募はできない。 受給していない／受給している	
年間CO ₂ 排出削 減・吸収見込み 量(tCO ₂)		
主な関連法規 制・ガイドライン等		

事業の波及効果について	※ 申請者自身による事業展開の可能性、他者による同種の事業展開の可能性、国全体としての温室効果ガス排出削減・吸収ポテンシャル等、本事業及びその採用技術の波及効果について記述すること。
実施する事業の普及状況	※ 採用する削減・吸収技術と同種の技術の、国内における普及状況について、根拠とした資料の出典とともに記述すること。
その他特筆すべき事項	

C: CO ₂ 排出削減・吸収量の算定に関連する事項	
適用すべき算定式	ベースラインシナリオ
	算定で考慮すべき排出源
	ベースライン排出量の算定式
	プロジェクト排出量の算定式
	参考とした CDM 方法論、 その他の文献・論文等
	各活動量や排出係数の測定方法や測定頻度 ※活動量…事業における燃料や電力の消費量、 輸送機器の輸送量など事業の実施に伴って発生する変動量 ※排出係数…電力1kWhの使用や化石燃料1kgの使用に伴うCO ₂ 発生量などの原単位
デフォルト値設定にあたって参考となる文献	※ 定期的な測定が難しい数値(例えば発電機器のみにメーターを設置している設備の送電ロス等)を、デフォルト値によって置き換える場合は、そのデフォルト値決定の参考とすべき出典(官公庁統計、学術論文、業界団体等による調査事例など)を記述すること。

様式2

経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1)-(2)	(4) 補助対象経費支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 国庫補助基本額 (3)と(4)を比較して少ない方の額	(6) 補助金所要額 (5)×1/3		
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
交付要綱『別表第2』の経費区分・費目に従って記載すること。	経費区分・費目に従って、各項目ごとにまとめて記載すること。	金額の算出根拠が明確になるように詳細に記載し、見積書と対比できるようにすること。
合計	円	

購入予定の主な財産の内訳（価格が50万円以上のもの）

名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定期